

**「簡単・便利・わかりやすい」
住居表示が
いよいよ始まります。**

**令和2年10月10日から『住所』の
表示方が変わります。**

福岡県篠栗町

も く じ

1. 住居表示の目的	P1
2. 住居番号はこうにして決めます	P1～P3
3. 新しい住所の表し方はこうになります	P3
4. 本籍と不動産の表示は町名だけ変わります	P4
5. あなたの住居番号は	P4
6. 住居表示実施後の手続等について	P4
7. 無料はがきの配布について	P7
8. 建物の新築・改築・取り壊しなどについて	P8
9. 町からのお願い	P8

皆様のご理解とご協力のおかげで、令和2年10月10日から大字篠栗の一部で住居表示を実施することになりました。(パンフレットの最後に実施区域図及び街区割図があります。)

この事業は「住居表示に関する法律」に基づいて、町を誰にでもわかりやすいものとしてわたしたちの日常生活を便利にするものです。

これから、住居表示の実施にあたって知っておいていただきたいことや手続をしていただきたいことをお知らせします。

1. 住居表示の目的

現在、篠栗町大字◎◎の住所は、「篠栗町大字◎◎○○○○番地○○」というように地番で表されています。この地番は、番号が近いから近くに存在するというようなものでなく、遠く離れていることも少なからずあります。このような住所では、住所を頼りに訪ねてきた訪問者が訪問先を見つけだすのに大変苦勞しているのが現状です。また、みなさんも「○○○○番地○○はどこですか？」と聞かれても答えられないことが多いのではないのでしょうか。

住居表示は、このように複雑な住所を解消するために一定の基準に従って規則正しく住居番号をつけ、誰にでもわかりやすくするものです。これによって訪問者も訪問先を見つけやすくなり、郵便物・配達物などの誤配・遅配も少なくなるなどみなさんの日常生活も便利になります。

永年現在の住所に慣れ親しんだみなさんにとっては、住所の表示が変わることに対し抵抗を感じる方もいらっしゃると思います。また、手続などで若干ご面倒をおかけすることもあります。これから一層便利で暮らしやすい町になること、益々発展していくことを目指していますので、このことを十分ご理解いただきご協力をお願いします。

なお、住居表示によって住所が変わっても現在の行政区や隣組合は変わりません。

2. 住居番号はどのようにして決めます

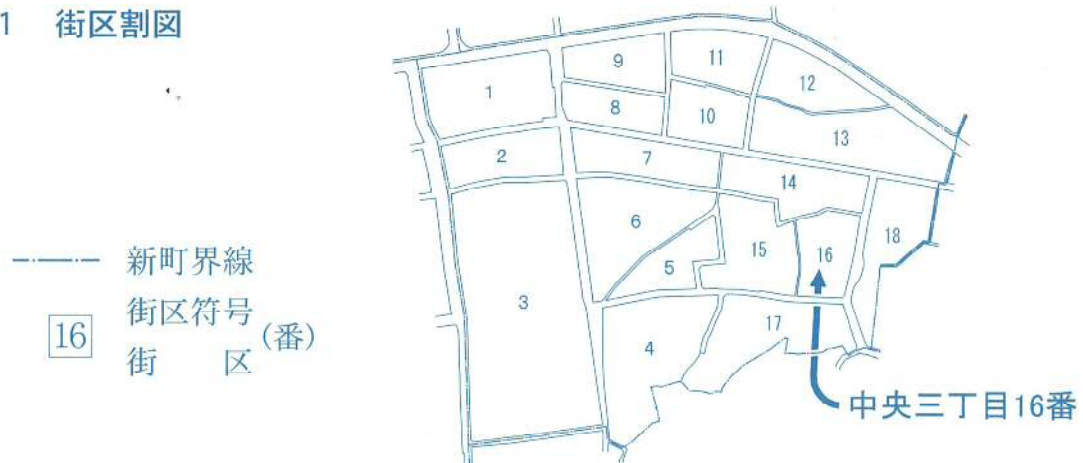
(1) 新しい町の区域を決める

複雑で不明確な町界を、道路・河川・水路・鉄道などの明確で恒久的な施設や地形によってできるだけ区画して、その町の大きさも適切なものになるようにします。

(2) 街区を区切る〔図1 街区割図〕

このようにしてできた町の区域を、道路や水路などによってさらにいくつかのブロック(街区)に区切り、これに順序よく番号(街区符号)をつけます。

図1 街区割図



なお、各街区の角には〔図2 街区表示板〕と〔図3 街区案内表示板〕を取り付けます。

図2 街区表示板（緑色）



図3 街区案内表示板（緑色）



(3) 住居番号をつける〔図4 住居番号付定図〕

- ① 街区の周囲の道路や街区の中に入り込んだ道路を原則的に10mごとに区切り、1番から順に番号をつけます。この番号を「基礎番号」といいます。
- ② 建物の出入口が接したところの基礎番号をとって、その建物の住居番号とします。
- ③ 街区を区切っている道路に面していない奥の建物は、その建物から通じている通路の位置の基礎番号をとって住居番号とします。
- ④ 3階以上のマンション等の場合は、**基礎番号（または棟番号）と各部屋の番号をあわせて住居番号とします。**その場合1階を100番台・2階を200番台…で表示します。例えば3階の3号室は303号となります。
- ⑤ 玄関・門柱などの見やすい場所に〔図5 町名表示板、住居番号表示板〕を取り付けます。

図4 住居番号付定図

街区符号 ⑩

基礎番号 12

住居番号 12

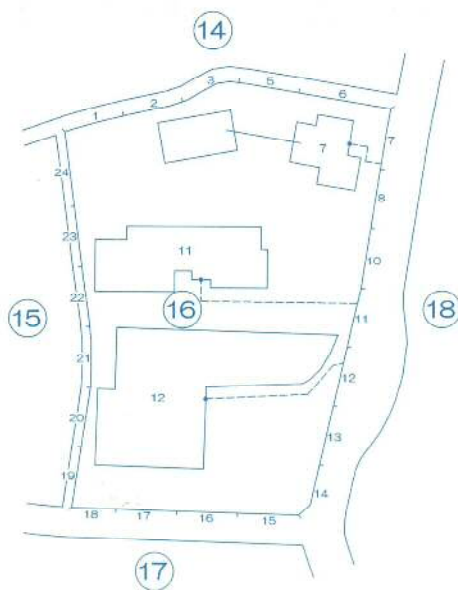
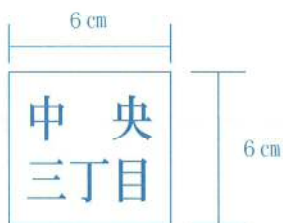


図5

町名表示板
(緑色)



(町名)

住居番号表示板
(緑色)



(街区符号) (住居番号)

3. 新しい住所の表し方はこのようになります

新しい住所の表示は、「町名+街区符号+住居番号」で表します。

たとえば

今までの住所

篠栗町大字篠栗4778番地2

新しい住所

篠栗町 中央三丁目 16番 12号

町名

街区符号

住居番号

篠栗町 中央三丁目 16番 12-〇〇〇号 (3階以上のマンション等)

(部屋番号)

町名

街区符号

住居番号

略記する場合

篠栗町 中央三丁目16-12

このように“- (ハイフン)”を使用し、“の”や“～”は使用できません。

なお、新しい郵便番号は中央二・三・六丁目は「811-2417」に変わります。

4. 本籍と不動産の表示は町名だけ変わります

本籍および土地の表示は、住所の表示ではありませんので新しい住居番号は使用しません。今までと同じように地番を使用します。ただし住居表示では町名が変更されますので、今までの「大字」や「字」はなくなり新しい町名に自動的に変更されます。

(1) 土地の表示

例	今までの表示	篠栗町大字篠栗4855番5
	新しい表示	篠栗町中央一丁目4855番5

(2) 本籍の表示

例	今までの表示	篠栗町大字篠栗4855番地5
	新しい表示	篠栗町中央一丁目4855番地5

本籍の表示はこのように自動的に変更されますが、街区符号を用いることもできます。(ただし転籍の手続が必要です。)

例 篠栗町中央一丁目1番

5. あなたの住居番号は

住居表示が実施される区域内に住民登録をされている方には、新しい住所はすでに通知書でお知らせしていますので、各家庭に取り付けられる表示板の町名・番号と、通知書に記載されているものが一致しているかどうか必ず確かめてください。もし、通知書と表示板の内容が違っていたり通知書が届いていない方は、お手数ですが篠栗町役場住民課にご連絡ください。

6. 住居表示実施後の手続等について

住居表示が実施されることで、役場等が職権で変更するもののほかに各個人で手続が必要となるものもあります。

手続の期限が決まっているものもありますので、お忘れのないよう手続を済ませてください。

また、その際に住所や本籍の表示が変わったことを証明するものとして、以下のものが利用できます。

(1) 住所の表し方が変わったことを証明するもの

「住居表示決定通知書」(役場からすでに発送済み)

「住居表示変更証明書」(役場窓口で令和2年10月12日から無料交付)

※「住居表示変更証明書」の交付については、窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証等)が必要です。

また、本人、同世帯以外の方が来られる場合は、委任状も必要です。

(2) 本籍の表示が変わったことを証明するもの

「本籍の変更について(お知らせ)」(役場から令和2年10月10日以降に発送)

「本籍変更証明書」(役場窓口で令和2年10月12日から無料交付)

※「本籍変更証明書」の交付については、窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証等)が必要です。

また、本人、配偶者、直系尊属(父母等)又は卑属(子等)以外の方が来られる場合は、委任状が必要です。

(3) 休日交付について

「住居表示変更証明書」及び「本籍変更証明書」に限り、次の日程でも交付します。

日時 10月17日(土)・18日(日) 8時30分～17時

場所 役場総合受付

★役場等が公簿類を書き換えるもの

公簿名等	書換内容	説明
住民基本台帳 印鑑登録原票 学齢簿 選挙人名簿	住所	役場が新しい住所に書き換えます。
戸籍簿	本籍の町名(大字○○) 部分	役場が新しい本籍に書き換えます。 (大字○○→□□×丁目) ※地番はそのままです。
国民健康保険被保険者証 【住民課国保・年金係】 後期高齢者医療被保険者証 重度障害者医療証 子ども医療証 ひとり親家庭等医療証 【住民課高齢者・ 公費医療係】	住所 ※お持ちの医療証や被 保険者証、各手帳等 を本人確認書類等と して使用している方 は、次回更新を待た ずに新住所で発行し ておく方がよい。	・医療証や被保険者証は、そのままの記載住所で も継続使用できます(更新のあるものは次回更 新時に新住所で発行します)。 ※更新前に新住所での発行を希望される方は、 担当係窓口に出していただければ新住所で 発行します。 ※更新のないものについても、新住所で発行を 希望される方は、担当係窓口へお申し出くだ さい。 ★上記手続に必要なもの ・お持ちの医療証や被保険者証 (代理人の場合)代理の方の本人確認書類と 印鑑も必要です。
介護保険被保険者証 【福祉課高齢者支援係】 精神保健福祉手帳 自立支援医療受給者証 (精神通院医療) 身体障害者手帳 療育手帳 【福祉課障がい者支援係】	住所 ※お持ちの医療証や被 保険者証、各手帳等 を本人確認書類等と して使用している方 は、次回更新を待た ずに新住所で発行し ておく方がよい。	・被保険者証や受給者証、各手帳は、そのままの 記載住所でも継続使用できます(更新のあるも のは次回更新時に新住所で発行します)。 ※更新前に新住所での発行を希望される方は、 担当係窓口に出していただければ新住所で 発行します。 ※更新のないものについても、新住所で発行を 希望される方は、担当係窓口へお申し出くだ さい。 ★上記手続に必要なもの(代理の方の手続でも同 じです) ・お持ちの被保険者証や各手帳、受給者証、印 鑑 ・介護保険被保険者証については、代理の方の 印鑑も必要です。
125cc以下の自動二輪車及び小型 特殊自動車	所有者住所	役場が新しい住所に書き換えます。
旅券(パスポート)	「所持人記入欄」の住 所	ご自身で「所持人記入欄」の住所に二重線を引 き、新しい住所を記入してください。

公簿名等	書換内容	説明
土地登記簿(表題部) 建物登記簿(表題部)	表題部の所在欄町名 (大字○○字◎◎)部分	法務局が新しい表示に書き換えます。 (大字○○字◎◎→□□×丁目) ※地番はそのままです。
年金受給権者の住所	国民年金及び 厚生年金受給者の 住所	日本年金機構が新しい住所に書き換えます。 ※日本年金機構において、マイナンバーが未収録の方や住民票の住所と違う所にお住まいの場合などは、変更手続きが必要です。
国民年金加入者 (第1号被保険者)の住所	加入者住所	詳しくは、東福岡年金事務所(☎092-651-7967)へお尋ねください。

★ご自身で手続きが必要となる主なもの

※以下に記載のないものや手続きについての詳細は、念のため事前に各手続先へ必ずご確認ください。

手続するもの	該当する方	手続先	期限等	必要なもの
自動車運転免許証の 住所・本籍	免許証を お持ちの方	県内各試験場又は警察署 (県内居住者なら県内 いずれの試験場又は警 察署で手続できます。) ※施設によって手続でき る日時が異なる場合が ありますので、必ず事前に 確認してください。 粕屋警察署 (☎092-939-0110) 筑豊試験場 (☎0948-26-7110) 福岡試験場 (☎092-565-5010)	特に期限はありません。次回の更新と併せて手続しても構いません。 ※本人確認書類等として提示している方は、次回更新を待たずに住所変更(裏書)しておいた方がよい。	・自動車運転免許証 ・住居表示決定通知書又は住居表示変更証明書等 ・本籍変更の場合は原則として本籍変更証明書 ※施設によって必要書類が異なる場合がありますので、必ず事前に確認してください。
各種免許・許認可証の住所	各種免許・許認可証をお持ちの方	それぞれの関係機関等へご確認ください。		
不動産(土地・建物)の所有者住所	不動産の所有者(住所が実施区内にある方)	福岡法務局 粕屋出張所 (☎092-938-2258)	特に期限はありません。売買・相続など異動の発生した時に併せて手続しても構いません。 ※手続の際は、必ず事前に連絡してください。	・登記申請書 ・住居表示決定通知書又は住居表示変更証明書 ・印鑑 ・代理申請は委任状も必要
会社・法人の所在地及び代表者などの住所	法人の代表者	本店及び支店を管轄する法務局 福岡法務局 (☎092-721-9306)	本店所在地 2週間以内 支店所在地 3週間以内 郵送も可(※詳細は手続先へご確認ください。) ※登記相談は事前予約が必要です。	・登記申請書 ・住居表示決定通知書又は住居表示変更証明書 ・届出印 ・代理申請は委任状も必要

手続するもの	該当する方	手続先	期限等	必要なもの
自動車車検証（軽自動車届出済証）の所有者・使用者の住所	自動車、125ccを超える二輪車をお持ちの方	自動車・250cc超 福岡運輸支局 (☎050-5540-2078) 軽自動車・125ccを超え250cc以下 軽自動車検査協会 福岡主管事務所 (☎050-3816-1750) ※自賠責保険等はそれぞれの契約会社へお問い合わせください。	特に期限はありません。次回の車検や譲渡、廃車等の際に併せて手続しても構いません。	・申請書 ・自動車検査証又は軽自動車届出済証 ・住居表示決定通知書又は住居表示変更証明書 ・印鑑 ※所有者と使用者が異なる場合は委任状も必要
銀行口座等 生命保険等携帯電話	契約者	それぞれの関係機関等へご確認ください。		
各種学校（私立学校、高校、大学、専門学校等）	保護者等	それぞれ各種学校へご確認ください。		
共済年金等の受給者住所	共済等年金受給者	それぞれの年金受給団体にお問い合わせください。		
厚生年金加入者の住所	厚生年金加入者	詳細は、お勤め先にお尋ねください。		
マイナンバー（個人番号）カード 住基カード（写真付き）	所持者	役場 住民課 (☎092-947-1303)	特に期限はありません。 ※本人確認書類等として提示している方は、お早目にカード等の記載住所の変更をしておいた方がよい。	・マイナンバー（個人番号）カード ・住基カード（写真付き） ※同世帯の方が代理の場合は、代理人の本人確認書類及び手続するカードの暗証番号（4桁）。同世帯以外の方が代理の場合は、上記に加え委任状も必要。
在留カード・特別永住者証明書				・在留カード ・特別永住者証明書 ※同世帯の方が代理の場合は、代理人の本人確認書類。同世帯以外の方が代理の場合は、上記に加え委任状も必要。

篠栗町役場住民課 2020.8

7. 無料はがきの配布について

新しい住所を親戚・知人・友人や取引先などに通知していただくために、各世帯に無料はがきを配布いたします。きめられた封筒に入れて投函してください。なお、はがきが足りない方やご質問がある方は、篠栗町役場住民課（☎947-1306）にお問い合わせください。

※ このはがきは切手をはる必要はありませんが、住所変更の通知以外のことは書けませんのでご注意ください。

8. 建物の新築・改築・取り壊しなどについて

住居表示実施区域内において、建物の新築・改築（出入口の位置が変わったとき）や取り壊しをされる場合などは、住居番号の新設・変更・廃止が必要となりますので、「配置図（建物入口と前面道路の位置が分かるもの）」「建物周辺地図」「印鑑」をそろえて篠栗町役場住民課に届け出てください。なお、その際に届出書に記載していただくことになります。

※ まちがった住居番号で登記をされますと、その登記は不完全なものとなり訂正しなければならなくなることがあります。

9. 町からのお願い

- ① 街区表示板・街区案内表示板・町名表示板・住居番号表示板などの住居表示整備に必要な表示板の取り付けは、町が委託した業者が行いますのでご協力をお願いします。
- ② これらの表示板は、住居表示整備をするためにぜひとも必要なものです。みなさんで大切にしましょう。
- ③ これらの表示板がはがれたり破損しているのを見かけた方は、ご面倒ですが篠栗町役場住民課へご連絡ください。

これからも住居表示に対してご理解とご協力をお願いします

住居表示実施後もしばらくの間は旧住所のままだでも日常生活に支障をきたすようなことはないでしょう。しかし、いつまでも旧住所のままだでは住居表示を実施した意味がなくなります。これからは、みなさんの新しい住居番号をご自分の住所として使っていただき、誰にでもわかりやすいものにしましょう。また、知人や取引先などにも住居や事業所の新住所をお知らせになり、通信や配達の際にはこの番号を使ってもらうようにしてください。みなさんに積極的に活用されてこそ制度が生きてきます。

みなさんはもちろん、これから篠栗町に住まれる方達にとって便利で暮らしやすい篠栗町をつくるために、より一層のご理解とご協力をお願いします。

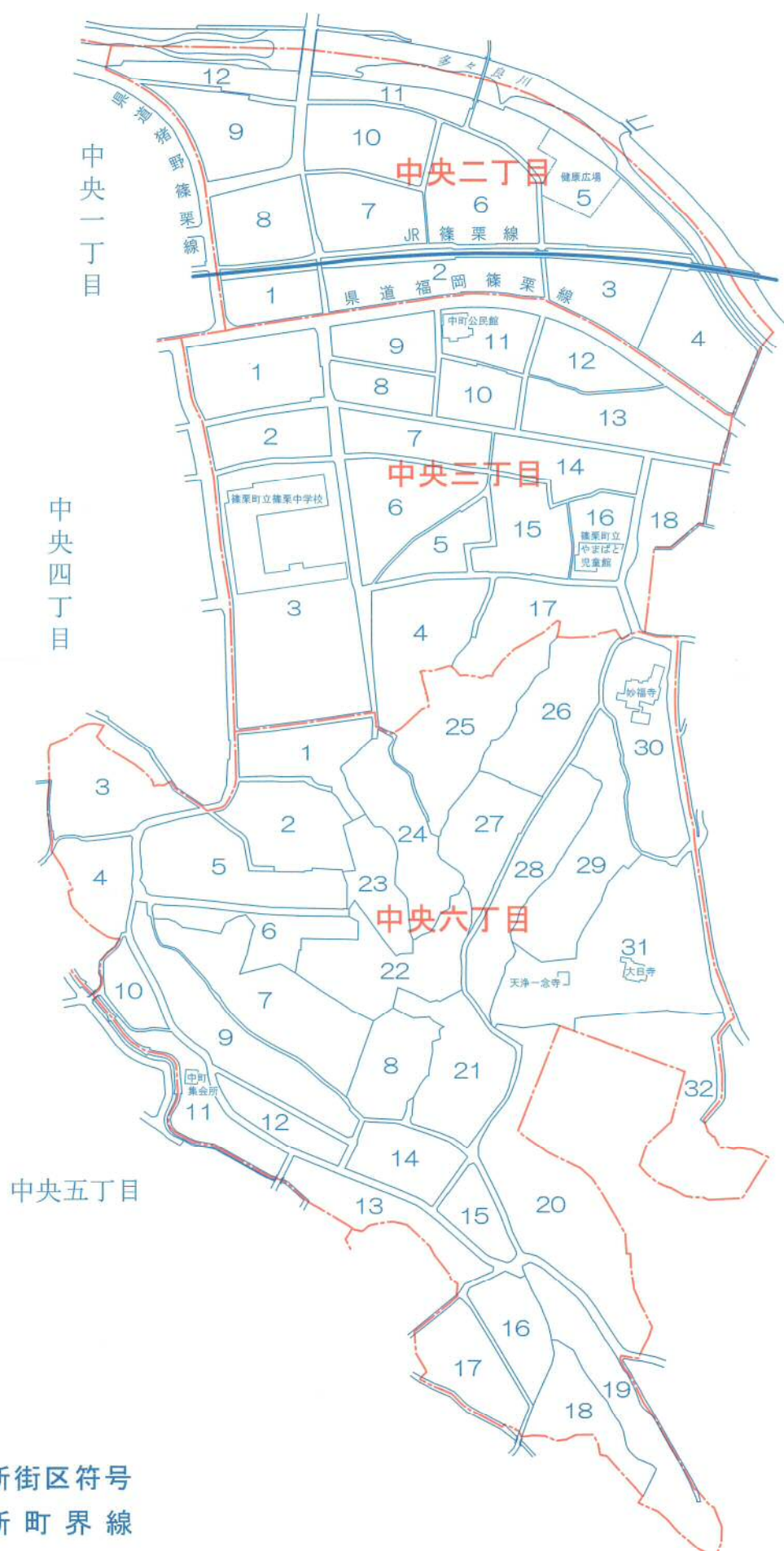
住居表示についてのお問い合わせは

〒811-2492 篠栗町中央一丁目1番1号

篠栗町役場住民課（住居表示担当）

☎ 直通 947-1306

住居表示新町界・新町名及び街区割図



凡 例

3 新街区符号

----- 新町界線

篠栗町